

みんなで監視！

『ゴミの持ち去り』『不法投棄』

今年4月の深夜でした。潮見篠原地区内の不燃ごみの集積所で、不燃金物類・資源缶類・粗大ごみを漁る人影があったのです。人影は翌日回収される予定だった資源ごみを、懐中電灯で物色。地元の消防団員が不審に思い声をかけると逃げたため、警察署に通報しました。



▲被害にあった県道下の目立たない場所にある集積所

不燃金物類・資源缶類・粗大ごみは、町条例で「リサイクル可能資源」として定められ、所有権は町に帰属します。収集や運搬については、町が指定する者(町指定業者…(株)橋本)以外は収集や運搬を禁止しています。

●ゴミは適正に処理しましょう

巡回回収や、ポストに回収案内のチラシを配布する業者がありますが、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者は利用しないようにしましょう。

許可を受けている業者に、(株)橋本があります。町から許可を受け、町内各ごみ集積所のごみの収集運搬の委託契約を締結しています。町内には(株)橋本が運営するひまわりクリーンセンターがあります。月曜日から土曜日まで営業しており、段ボールや缶・ペットボトル・ビン・フライパン・鍋などは無料で受け入れてもらえます。直接搬入すればほとんどのものは有料で適正に処理できます。

一人で運べないものでも、有料となりますが適正に収集・運搬・処理してもらえますので、お困りの時は事前に電話でひまわりクリーンセンターへご相談ください。

ひまわりクリーンセンター 438211

Q4

「家電リサイクル法」の対象家電って何があるの？

A4

対象家電は「テレビ」「エアコン」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・乾燥機」です。これらはオゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こすと言われるフロンガスや有害な鉛・水銀などを含むため、法律に基づく適正なりサイクルが必要です。

※廃家電の引き渡し時に、「リサイクル料金」と「収集運搬料金」が必要になります。料金を支払うと、「家電リサイクル券」が発行されます。この券に記載された番号で、自分の廃家電がきちんと家電メーカーに引き渡されたか確認できます。



家電リサイクル券(見本)

参考：

環境省ホームページ

「廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください！」

(<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>)

また、経済産業省のホームページでも同様のページを公開し、適切な処理を呼びかけています。